

受命裁判官認印

受命裁判官認印

第 7 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示	平成 29 年 (ワ) 第 3907 号
期 日	平成 30 年 5 月 21 日 午後 1 時 15 分
場 所 等	大阪地方裁判所第 5 民事部準備手続室 (電話会議の方法による)
受 命 裁 判 官	内 藤 裕 之
受 命 裁 判 官	池 上 裕 康
裁 判 所 書 記 官	家 形 泰
出 頭 し た 当 事 者 等	原告代理人 永嶋靖久 原告代理人 岸上英二 被告代理人 齊藤貴洋 (03-5224-6627)

当 事 者 の 陳 述 等

第 1 当事者の表示

大阪市北区東天満一丁目 10 番 12 号 新日本天満ビル 401 号

原告 関西ユニオン

同代表者 仲村実

原告代理人弁護士 永嶋靖久

同 岸上英二

名古屋市中区富士見町 8 番 8 号

被告 株式会社ゲオホールディングス

同代表者代表取締役 遠藤結蔵



被告代理人弁護士 齊藤貴洋

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として60万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成30年6月21日限り、三菱UFJ銀行天満支店の原告(関西ユニオン)名義の普通預金口座(口座番号1122470)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

裁判所書記官 家 形 泰

これは正本である。

平成30年5月21日

大阪地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 家形 泰

